

議案第118号

岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和4年10月1日から岡山市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち福利厚生増進に関する事務の一部を変更し、岡山市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和3年11月30日提出

備前市長 吉村 武司

岡山市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山市町村総合事務組合規約(平成17年岡山県指令市第1号)の一部を次のように変更する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 岡山市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生増進に関する事務

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

議案第118号参考資料
 岡山市町村総合事務組合規約新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>岡山市町村職員共済組合の組合員である職員に対する福利厚生</u> <u>の増進に関する事務</u></p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>常勤の職員(岡山市町村職員共済組合の組合員である者に限る。)</u><u>に対する医療補助金の給付、生活資金の貸付け、結婚祝金の給付、成人祝金の給付等福利厚生</u><u>の増進に関する事務</u></p> |